

秋田市告示第47号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和8年2月18日

秋田市長 沼谷 純

専決第2号

専決処分書

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第7号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年1月9日

秋田市長 沼谷 純

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度秋田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,603,121千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	25,395,853	600,000	25,995,853
	1 地方交付税	25,395,853	600,000	25,995,853
	歳入合計	152,003,121	600,000	152,603,121

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8 土木費		16,958,685	600,000	17,558,685
	2 道路橋りょう費	3,895,744	600,000	4,495,744
	歳 出 合 計	152,003,121	600,000	152,603,121

専決第6号

専 決 処 分 書

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第8号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年1月20日

秋田市長 沼 谷 純

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度秋田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136,026千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152,739,147千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 県支出金		千円 10,864,717	千円 136,026	千円 11,000,743
	3 委託金	816,565	136,026	952,591
歳入合計		152,603,121	136,026	152,739,147

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		19,461,464	136,026	19,597,490
	4 選挙費	256,941	136,026	392,967
	歳 出 合 計	152,603,121	136,026	152,739,147

専決第9号

専 決 処 分 書

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第9号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年1月28日

秋田市長 沼 谷 純

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度秋田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,339,147千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	25,995,853	400,000	26,395,853
	1 地方交付税	25,995,853	400,000	26,395,853
20	繰入金	3,007,707	200,000	3,207,707
	2 基金繰入金	2,836,698	200,000	3,036,698
	歳 入 合 計	152,739,147	600,000	153,339,147

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
8	土木費	17,558,685	600,000	18,158,685
	2 道路橋りょう費	4,495,744	600,000	5,095,744
	歳 出 合 計	152,739,147	600,000	153,339,147

専決第10号

専 決 処 分 書

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第10号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和8年2月6日

秋田市長 沼 谷 純

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第10号）

令和7年度秋田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153,739,147千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	26,395,853	400,000	26,795,853
	1 地方交付税	26,395,853	400,000	26,795,853
	歳入合計	153,339,147	400,000	153,739,147

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		千円 18,158,685	千円 400,000	千円 18,558,685
	2 道路橋りょう費	5,095,744	400,000	5,495,744
歳 出 合 計		153,339,147	400,000	153,739,147

